全国大学ゴルフ指導者研究会会則

[　総則　]

第１条　本会を全国大学ゴルフ指導者研究会と称する。

第２条　本会は、大学ゴルフ指導者の養成、並びに研究と研鑽を支援し、ゴルフを通して、学生のよりよき発達に寄与する事を目的とする。

第３条　本会の本部は、原則として事務局長（常務理事）の所属機関に置く。

[　事業　]

第４条　本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

2　研究、および研修会の開催。

3　機関誌の刊行。

4　公認指導者の認定

5　会員の研究に資する情報の収集と紹介。

6　支部、および研究グループの育成。

7　その他本会の目的を達成するために必要な事業。

[　会員　]

第５条　会員の種類を正会員と賛助会員の２種類とする。

2　正会員は、大学ゴルフ指導者、または本会の趣旨に賛同し共に活動しようとする者で、会費を納入した者。

3　賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その育成後援に協力する者で、年会費を納入した者。

第６条　入会・退会は、次のように規定する。

2　本会の趣旨に賛同し入会を希望する者は、正会員 1 名の推薦を受けて所定用紙により、事務局もしくは役員に申込みを行うとともに、会費を納入する。

3　退会を希望する者は、事務局もしくは役員に退会の申し出をする。また、会費を２年間納入しない者は退会したものとする。

[　役員　]

第 7 条　本会の事業を運営するために、会員の中から、会長（１名）、副会長（若干名）、理事長（１名）、副理事長（1 名）、常務理事（若干名）、理事（若干名）、監事（若干名）を総会において選出する。

第８条　会長は、本会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

理事長は、理事会会務を総括する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代行する。

常務理事は、運営、その他の日常の会務を執行する。

理事は、会務を執行する。

監事は、会計を監査する。

第９条　役員の任期は３年とし、再任を妨げない。

第10条　本会に名誉顧問・名誉会員を置くことができる。

2　名誉顧問・名誉会員は役員会で推薦し、総会において承認する。

[　総会、役員会及び理事会　]

第 11 条　本会に総会を置く。

2　総会は、本会の最高決議機関であり、会長が招集し、出席会員をもって構成する。

3　総会は毎年１回開催し、役員の選出及び本会の運営に関する重要事項を審議する。

4　総会での審議事項は、出席会員の３分の２以上の賛成により決議する。

第 12 条　本会に役員会を置く。

2　役員会は会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事（事務局長、副事務局長）、理事、監事をもって構成する。

3　前項の規程にかかわらず、会長が必要と認めたときは、役員会にその他の会員を加えることができる。
4　本会の事業・運営に関する重要事項を審議する。

第 13 条　本会に理事会を置く。
2　理事会は理事長が招集し、理事長、副理事長、常務理事、及び理事長が必要と認めた理事、監事、正会員で構成する。
3　役員会の方針に基づき日常の会務を執行する。

[　事務局　]

第 14 条　本会に事務局を置き、常務理事である事務局長、副事務局長を中心に日常業務を執行する。
2　事務局は事務局長の所属機関に、原則として 3 年間設置する。

[　支部・専門委員会　]

第 15 条　本会の業務を推進するために、支部・専門委員会を置くことができる。

[　会計　]

第 16 条　本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入をもって支弁する。
2　会員の年会費は 3.000 円とする。
3　賛助会員の年会費は、1 口 1 万円とし、2 口以上とする。

第 17 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とし、会費の納入期限は 4 月 1 日から 9 月 30 日迄とする。

［　賛助会員に関する細則　］

第 18 条　会は、賛助会員に次の特典を与えるものとする。

第 19 条　本会が刊行する機関誌の無償送付と、本会が指定する広告の無償搭載することができる。
2　本会が主催する研修会、主たる会議などにオブザーバーとして参加することができる。
3　会員の関連する学会、研究会、講習会への推薦等の便宜を図ることができる。

附　則

1　この会則は、平成 15 年 8 月 17 日より施行する。
2　この会則は、平成 22 年 8 月 25 日より施行する。
3　この会則は、平成 23 年 8 月 21 日より施行する。